

# 社会福祉法人埼玉医療福祉会 埼玉医療福祉会看護専門学校 学校関係者評価委員会規則

(令和2年4月1日 制定)

(目的)

**第1条** この規則は、埼玉医療福祉会看護専門学校（以下「本校」という。）の自己評価結果の客観性・透明性を担保するため、学校関係者評価の実施及び結果の公表について必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の設置)

**第2条** 学校運営に関する総合的な評価を行うため、外部委員である学校関係者等からなる学校関係者評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の構成)

**第3条** 委員会は、次に関わる区分から校長が委嘱する委員により構成する。

- (1) 養成教育に係わる臨地実習施設関係者（法人外） 1名
- (2) 養成教育に係わる臨地実習施設関係者（法人内） 1名
- (3) 法人事務局員 1名
- (4) 本校卒業生代表 1名
- (5) その他、委員会が必要と認めたときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聞くことができる。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。また、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役割)

**第4条** 委員会は、本校が実施した自己評価の結果と改善方策について評価するとともに、今後の方向性等に対する助言を行う。

(委員会の運営)

**第5条** 委員会は校長が招集し、年1回4月に実施する。

- 2 委員長は、委員の互選による。
- 3 委員会の会議には、校長、管理職の教職員が出席して、説明や質問に応じる。
- 4 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(審議事項)

**第6条** 委員は、「専修学校における学校評価ガイドライン」（平成25年3月 文部科学省生涯学習政策局）に準拠した学校評価による自己評価結果について審議し、意見と助言を述べる。

2 審議事項は、次の各号に掲げる評価項目とする。

- (1) 教育理念
- (2) 学校運営
- (3) 教育活動
- (4) 学修成果
- (5) 学生支援
- (6) 教育環境
- (7) 学生の募集と受入れ
- (8) 財務
- (9) 法令遵守
- (10) 社会貢献・地域貢献

(報酬)

**第7条** 委員の報酬については、本校が定める基準により支払う。

(評価の結果)

**第8条** 委員長は、委員会による評価結果をまとめた報告書を作成し、校長に提出する。

(評価結果の活用)

**第9条** 教職員は、評価結果を活用し、教育活動及び学校運営等の質の保証と向上に継続的に努める。

(評価結果の報告と公表)

**第10条** 校長は、評価結果について、運営会議に報告後、ホームページ上で公表する。

(守秘義務)

**第11条** 委員は、評価活動を通じて知り得た情報は、学校評価以外の目的に使用しない。

- 2 委員は、評価活動を通じて知り得た情報を漏洩しない。また、この守秘義務は、員の任期満了後も継続するものとする。

(その他)

**第12条** 本規則に定めるもののほか、本校の学校関係者評価に関して必要な事項は、校長が別に定める。

(主管部署)

**第13条** 委員会の主管は、本校事務室とする。

(規則の改廃)

**第14条** この規則の改廃は、運営会議の議を得て、理事長が決定する。

## 附 則

この規則は、令和2年4月1日より施行する。